

アフタースクール「のびのびクラブ」会則

(名称)

第1条 この会は、アフタースクール「のびのびクラブ」と称する。

(目的)

第2条 この会は、障がい、不登校など心身に困りごとを持つ子ども達とその家族、関係者および地域社会に対して、適切な療育、幸せな社会生活の場の提供に関する事業を行い、社会的・経済的・生活的な自立が果たせるよう貢献し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的として活動する。

(事業)

第3条

- (1) 子どもの自立支援に関すること
 - 1 社会体験活動に関する事業
 - 2 生活体験に関する事業
 - 3 学習活動に関する事業

- (2) 会員相互の交流に関すること
 - 1 イベント事業
 - 2 レクリエーション事業

- (3) 障がい児・者の保護者と家族への支援に関すること
 - 1 情報交換のための交流会
 - 2 学校関係者、医療専門家を招いての勉強会
 - 3 兄弟姉妹へのセミナー
 - 4 障がい児ボランティア講習会

- (4) その他、障がい児・者の福祉向上に関すること
 - 1 行政と福祉、学校関係者とのネットワーク作り

(会員)

第 4 条 この会の会員は、心身に困りごとを持つ子どもとその家族、またはその支援者とする。

(役員)

第 5 条 この会に、次の役員を置き、その任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げないものとする。なお補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 会計 1 名
- (4) 監査 外部から若干名

役員は、その任期が満了しても後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総会)

第 6 条 この会の総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

- (1) 定期総会は、毎年 4 月に開き、会則の改廃、予算、決算、その他重要な事項を審議する。

(経費)

第 7 条 この会の経費は、会費その他の収入を持って充てる。

- (1) 会費の額は、年会費 一会員 3000 円とし、4 月と 10 月に半期分に分けて収める。

但し、途中退会の場合、年会費は返金しません。会費は定められた期日まで収める。

- (2) 賛助会員は、活動の趣旨に賛同する者、及び団体。
賛助会員会費の額は、一口 1000 円（年額）とする。
- (3) この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

附則

この会則は、平成 17 年 7 月 3 日より執行する。
平成 21 年 10 月 22 日一部改正。